

※本資料は、オリジナルのデンマーク語運営規則の理解を助ける為の参考資料である。

コペンハーゲン日本人補習学校

運営規則

会の名称, 組織構成, 目的及び住所

§1

本会の名称はコペンハーゲン日本人補習学校とする。(以下、本会と称す)。

§2

本会は、小中学部と幼稚部にて組織される。

§3

本会は、日本的な教育環境のもとで日本公立学校と同等レベルの教育を行うこと、また幼稚園児への日本語的教育を行うことを設立の目的とする。小中学部および幼稚部ともに、日本語環境を背景として持つ児童を主たる対象とする。

§4

本会の本拠地は、コペンハーゲン市近郊内とする。

会員

§5

以下に該当する者は会員になることができる：

本邦の義務教育課程年齢にありかつ入学を認められた子女を持つ申請者、

または幼稚園年齢にある子女を持つ申請者。

小中学部会員登録手順は以下の通りである：

申請者子女が入学試験に合格し、入学金を納入すること。

幼稚部会員登録手順は以下の通りである：

入園金を納入すること。

§6

会費(授業料)は、三回分割払い、もしくは一括払いとする。

※本資料は、オリジナルのデンマーク語運営規則の理解を助ける為の参考資料である。

§7

退会は1か月前までに書面にて、運営委員長に通知する。

会員の権利と義務

§8

会員は、本会の規則、規約、目的、行動規範を遵守することが義務付けられる。

会費(授業料)

§9

会費(授業料)の額は、小中学部会員および幼稚部会員それぞれ総会にて決定される。各会員の支払額は、会員が本会に登録した子女数に基づく。

運営委員会

§10

運営委員会の任務は、本会の日常業務を処理することにある。

§11

運営委員会は6名の運営委員で構成され、運営委員は総会にて選出、任期は本会教育年度に従い4月1日～3月31日の2年とする。いずれも再選を妨げない。
日本大使館担当者は、必要に応じて、オブザーバーとして運営委員会に出席する。

§12

総会にて選出される運営委員は以下である：

運営委員長

募集担当

総務担当

渉外担当

会計帳簿担当小中学部

会計帳簿担当幼稚部

なお、6名のうち少なくとも1名は幼稚部から選出される。副委員長は委員長以外の運営委員から選出され、委員長が不在のときに指揮をとる。

§13

運営委員会は、本会の規約を設定しそれを会員に公表する。

※本資料は、オリジナルのデンマーク語運営規則の理解を助ける為の参考資料である。

年次総会

§14

総会は、本会の最高権威とする。

§15

総会は、年に1度、2月又は3月に定例として開催する。総会は、総会出席者により選出される総会議長が取り仕切る。総会議長は、運営委員メンバーであってはならない。

§16

総会開催の通知は、会員にe-mailにて3週間以上前に通知しなければならない。

§17

総会の開催通知には、最低限以下の議題が含まなければならない:

- 1) 総会議長の選出
- 2) 運営委員長が発表する運営委員会よりの報告
- 3) 会計報告
- 4) 本会計年度予算と会費(授業料)の設定
- 5) 運営委員の選出、運営委員長ほか運営委員役職の振り分け
- 6) 会計監査員の選出
- 7) 提出された提案について
- 8) その他

§18

委任状で投票することが出来るが、それは委任状が他の会員に託された場合で、また当日参加する会員は、最高1枚までの委任状を持参することができる。委任状による投票は、それが総会の最初に総会議長に提出され承認された場合に限る。

§19

通知された議題以外で投票にかけたい提案を有する会員は、総会の2週間前までに運営委員長に提案を提出しなければならない。提出された提案は、おそくとも総会の1週間前までに公表される。

臨時総会

§20

運営委員会または運営委員長または3分の1以上の会員が望む場合、臨時総会を招集しなければならない。

臨時総会は、年次総会と同じく§16、§18および§19の規定に沿って開催される。

議題は、最低限、総会議長の選出を含まなければならない。

※本資料は、オリジナルのデンマーク語運営規則の理解を助ける為の参考資料である。

経営原則および会計と資産

§21

小中学部と幼稚部の経営管理は個々別々とする。つまり、小中学部は小中学部の会費(授業料)および補助金により経費を賄い、幼稚部は幼稚部の会費(授業料)および補助金により経費を賄わなければならない。
小中学部または幼稚部どちらか一方への指定の補助金以外の本会への補助金は、小中学部および幼稚部総在籍児童数に基づき分配される。

§22

本会の会計年度は、4月1日から3月31日までとする。

§23

会計帳簿担当2名が収入を徴収し、運営委員会が承認した支出を支払う。収入および支出は、帳簿に記載する。

§24

会計監査は年に一度行われる。決算書には、会計監査員による監査証明が添付されなければいけない。会計監査員が望む場合には、抜き打ちの監査を行ってよい。

署名と法的責任

§25

運営委員会委員のうちの2名、そのうち1名は運営委員長、が署名することで本会は法的責任を負う。

§26

本会の会員が個人的に責務を負うことはない。しかし、一般的な損害補償および団体的な原則は、適用される。

紛争

§27

運営委員会は紛争を友好的に解決することが期待される。紛争が友好的に解決されない場合には、総会の決定において解決されなければならない。

※本資料は、オリジナルのデンマーク語運営規則の理解を助ける為の参考資料である。

除名

§28

運営規則や総会による決定を尊重しない、またはその他の方法で本会に害を及ぼす行為をする会員は、運営委員会により本会から除名することが出来る。除名には、運営委員会委員の過半数の賛成が必要とされる。

§29

除名の決定については総会に不服の申し立てをすることができ、総会にて最終決定が下される。総会出席者の過半数が除名に賛成の投票をした場合、除外の決定が維持される。

運営規則の改正

§30

運営規則の変更には、総会にて投票総数の過半数の賛成が必要とされる。

解散

§31

本会解散の決定は、2回の総会、内1回は臨時総会、における決定が必要とされる。総会出席者の過半数が解散に投票した場合、本会の解散が採択される。

§32

解散の時点で本会が所有する純資産は、本会の目的に鑑みて妥当な非営利活動に分配するが、その決定は解散を決める際の総会にてなされる。